

インターネット広告サービス契約約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第9条 (契約期間)</p> <p>1. 本契約の契約期間は、締結日から、広告出稿開始後 6 ヶ月を経過する日までとします。<u>お申込者が、本契約の満了日以降も本サービスを継続して利用することを希望するときは、契約満了月の 25 日までに申込書を当社に提出するものとします。</u></p> <p>2. お申込者は、本契約の解約を希望する場合、下記 URL の当社の Web サイトから解約を申し込むものとし、当該解約申込日の翌月末日をもって本契約を解約することができます。 URL: https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/</p>	<p>第 9 条 (契約期間)</p> <p>1. 本契約の契約期間は、締結日から、広告出稿開始後 6 ヶ月を経過する日までとします。</p> <p>2. <u>前項の定めにかかわらず、本契約期間満了日の属する月の前月の 25 日までに、次項に基づく解約手続きを完了しないときは、本契約は同一条件で更に 1 ヶ月間自動更新されるものとし、以降も同様とします。</u></p> <p>3. お申込者は、本契約の解約を希望する場合、<u>本契約期間満了日の属する月の前月の 25 日までに、</u>下記 URL の当社の Web サイトから解約を申し込むものとし、当該解約申込日の翌月末日をもって本契約を解約することができます。 URL: https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/</p>
<p>第 20 条 (解除、期限の利益喪失)</p> <p>1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとします。</p> <p>(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき。</p> <p>(3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 第三者より差押え、<u>仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</p> <p>(6) <u>解散、会社分割、事業譲渡(全部又は重要な一部の譲渡に限る)又は合併の決議をしたとき。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第 20 条 (解除、期限の利益喪失)</p> <p>1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとします。</p> <p>(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき。</p> <p>(3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 第三者より差押え若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。</p> <p>(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</p> <p>(6) 解散 <u>(合併の場合を除く)</u> の決議をしたとき。</p> <p>(以下略)</p>
	<p>以上</p>

変更前	変更後
2017年4月7日施行 2018年4月1日改訂 2020年4月1日改訂 2020年7月16日最終改訂	2017年4月7日施行 2018年4月1日改訂 2020年4月1日改訂 2020年7月16日改訂 <u>2022年9月16日最終改訂</u>

以上